

# 平成26年3月 川棚町議会定例会会議録 (第4日目)

平成26年3月11日火曜日 (午前10時開会)

## 出席議員 (16人)

1番	村井達己
2番	竹村一義
3番	福田徹
4番	堀田一徳
5番	三岳昇
6番	毛利喜信
7番	田崎一幸
8番	波戸勇則
9番	小谷龍一郎
10番	朝長敏
11番	小田成実
12番	田口一信
13番	森田宏
14番	久保田和惠
15番	山口隆
16番	初手安幸

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局 長	山口 栄 治
書 記	小林 修 一

説明のため出席した者の職氏名

町 長	山口 文 夫
副 町 長	琴 尾 繁
教 育 長	古 賀 信 雄
総 務 課 長	
兼選挙管理委員会書記長	山口 誠 実
企 画 財 政 課 長	大 川 豊 文
国 体 推 進 室 長	吉 永 文 典
税 務 課 長	中 尾 剛
健 康 推 進 課 長	中 辻 徹
会 計 課 長	三 岳 昭
住 民 福 祉 課 長	住 吉 克 己
産 業 振 興 課 長	
兼農業委員会事務局長	太 田 啓 寛
建 設 課 長	水 谷 末 義
ダ ム 対 策 室 長	辻 孝 治
水 道 課 長	廣 田 洋 一
教 育 次 長	野 上 英 了
行 政 係 長	荒 木 俊 行

- 日程第 1 議案第 14 号 平成 2 6 年度川棚町一般会計予算
- 日程第 2 議案第 15 号 平成 2 6 年度川棚町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第 3 議案第 16 号 平成 2 6 年度川棚町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 4 議案第 17 号 平成 2 6 年度川棚町介護保険事業特別会計予算
- 日程第 5 議案第 18 号 平成 2 6 年度川棚町観光施設事業特別会計予算
- 日程第 6 議案第 19 号 平成 2 6 年度川棚町公共下水道事業特別会計予算
- 日程第 7 議案第 20 号 平成 2 6 年度川棚町簡易水道事業特別会計予算
- 日程第 8 議案第 21 号 平成 2 6 年度川棚町水道事業会計予算

( 1 0 : 0 0 )

**議 長** ご起立願います。おはようございます。

ただいまの出席議員は16名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

**議 長** 日程第1、議案第14号「平成26年度川棚町一般会計予算」から、日程第8、議案第21号「平成26年度川棚町水道事業会計予算」までを、川棚町議会会議規則第37条の規定により一括議題といたします。

ただいま議題となっております各会計予算につきましては、昨日の説明に引き続き議事を続けます。

**議 長** これから質疑を行います。この質疑については、予算審査特別委員会への付託を控えての質疑でありますので、政策的なもの、総括的なものになるよう、各議員のご協力をお願いいたします。議事整理上、一般会計と特別会計の各会計毎に分けて質疑を行います。なお、川棚町議会会議規則における質疑に関する規定では、質疑回数は一議題につき3回の原則であります。各会計毎3回までの質疑を許可する議事運営とさせていただきます。

初めに、議案第14号「平成26年度川棚町一般会計予算」に対する質疑を行います。1ページから179ページまでです。

**4 番 堀 田** 103ページですね、企業誘致推進費のことでお尋ねをいたします。今年度の予算は5万3千円となっております。しかし、企業誘致推進としては、前年新たに係を設けまして、企業誘致を推進するという立場でありましたけど、前年は42万8千円の予算を組んでおられました。しかし、今回5万3千円しか組んでおられません。これだと東京に、もしそういった企業があるときに、行って話をするとき旅費にもなりませんので、これは少し、どういう考えがですね、あらわれてこういうふうな予算編成にされたのか、お尋ねしたいと思います。

**企画財政課長** 企業誘致推進費の予算が昨年に比べて37万5千円の減となっております。これにつきましては、25年度から企業誘致係を設置して、この企業誘致推進費という予算も25年度から目を作っておりますけれども、実質的には25年度におきましても企業誘致の活動、企業に赴いての活動というのができなかった状況にあります。したがって、25年度もですね、決算の話になりますけれども、非常に旅費も県への説明会等への旅費が執行したのみとなっております。今後もですね、26年度におきましても、

目途のつく企業というものが今のところない状況であります。また、組織、機構としましても、現在、企業誘致係、単独の係がありますけれども、これも縮小するという予定になっております。したがって、26年度におきましても、旅費につきましては、県への説明会、こういったものの予算のみということで計上したと、そういう次第でございます。以上です。

**1 5 番 山 口** 予算書の13ページでございますが、来年度、町税の収入が減額をすると予想をされております。そういった中でですね、いわゆる徴収率というのは、普通徴収分で93%、昨年は93.5%で0.5ポイント下がっている。それから併せて軽自動車税についても同様でございます。これも徴収率が1%下がっている。税収が減る中でですね、当然、税の確保というのを図るというのは当然であるべきだろうと。それが徴収率というのは、これは限りなく100%に近い方がいいと、それが下がってくるというのはですね、これはいかななものかと。いわゆるこの徴収率については、これは努力目標であろうと、目標設定だろうと、その目標値がですね、前年度よりも下がるということですね、いわゆる安易なかたちでの行政になりはしないかと。当然、徴収率というのは、いろんなかたちで努力をされている。本年より来年、来年より再来年と、当然、高い目標設定がされて、それに向かって努力をしていくのが行政じゃないかと思っているわけです。それが逆に徴収率を下げるというのは、安易な目標設定をされたんじゃないかと取られても仕方がないんじゃないかと。だから、そういった点をどのように考えるかお尋ねいたします。

**税 務 課 長** 徴収率の下がっていることについてのご指摘だというふうに承りました。この件につきましては、ご指摘のように、近年の動向を踏まえて、このような、結果的には前年の徴収率を下回るということでの考え方でございますが、各税につきましては、それぞれ現年度分、あるいは滞納繰越分を含めまして懸命な努力をしているわけでございますが、その中であって、結果的に下がってしまったというのは、担当課としましても大変恐縮に思っております。その分につきましては、課を上げて、あるいは他の料金等も含めまして、全庁上げまして今後努力をしてまいりたいと思っておりますので、ご理解の程をよろしくお願いしたいと思います。

**9 番 小 谷** 予算書99ページですね、国際化推進事業費の件ですけれど

も、今年度から中国からマレーシアに変更されるということで、説明書の方にも出ていますけれども、このマレーシアに変更した理由とですね、このマレーシアに変更してどういうことをやっていくのかというところを一つお聞きしたいと思います。

それと、予算書115ページの一番下の臨時福祉給付金支給事業費と、119ページの一番下の子育て世帯臨時特例給付金給付事業費、この詳細と言いますか、どういうものかですね、説明をお聞きしたいというのが二点目で、もう一つ三点目ですけど、149ページの消防費の分で、今年もポンプ車が導入されるということで出ていますけれども、何分団の消防車の分なのかというのと、今後、消防ポンプ車の導入というものをどのようなふうな計画が立てられているかというのをですね、ちょっとお聞きします。

**企画財政課長** まず一番目の質問、国際交流、これをマレーシアに変更した理由、そしてどのような取り組みを行っていくかという、そのご質問についてお答えをいたします。

まず、マレーシアに変更したというもとにあるのが、中国の実行が難しかったということは、今まで決算委員会などでも、補正予算でも説明しましたので、それは省略します。それでマレーシアの理由としまして、マレーシア政府がですね、非常に国際交流というものに力を入れているということです。そして、治安が良いという状況、そして日本に対して親日的であるという状況であります。そして、英語が準公用語であり、コミュニケーションが取りやすいという、そういう状況ということから、そして費用の問題として、これはかなり遠方に行きますと日程等も限られます。そして、費用もかなり高額になってまいります。本人負担も増えます。ですから、中国規模に準ずる、少し高くなりますけれども、家庭の費用負担ですね、これも高額にならないという判断で選定をしました。そして、どのような取り組みを行っていくかと言いますと、首都クアラルンプールの近郊の村にホームステイの村というもの、マレーシア政府として観光省が用意をしていると聞いています。その中に中学生の生徒を引率しまして出向き、3泊4日ほどで交流を行うと、マレーシアの暮らしの状況、あるいは同年配の学生との交流、生活体験をする。そういったものを予定をしております。以上のような状況でございます。

**住民福祉課長** 小谷議員からの質問で、まず115ページでございますが、臨

時福祉給付金についてのご質問でございますが、この臨時福祉給付金につきましては、平成26年4月1日から消費税率が5%から8%に上げられることに対しまして、所得の低い方への負担を考え、暫定的臨時的措置として、市町村民税、これは均等割でございますが、非課税の要件を満たす方に対しまして一人当たり1万円が交付される制度でございます。それに加算金の制度がございます。加算金につきましては、いわゆる年金所帯、基礎年金等を受給される方につきましては、併せまして5千円を加算するという制度でございます。算出根拠といたしましては、本町で対象者を3千人と見込んでおります。この3千人の見込みがまず1万円の対象者でございますが、加算措置、これは5千円の措置でございますが、見込み数を1,500人というふうに見込んでおります。1万円の受給の対象者の金額を3千万円、加算分につきましては5千円の1,500人としておりますので、750万円で、併せまして3,750万円の支給を見込んでおります。加えまして、事務費を500万円ということで今回予算に計上させていただいております。

119ページでございますが、子育て世帯臨時特例給付金でございますが、これも先程説明しました福祉給付金と同じような仕組みでございますが、消費税引き上げに伴う子育て世帯への影響を緩和し、子育て世帯の消費の下支えを図る観点から、臨時的な給付措置として、子育て世帯臨時給付金を支給するということになっております。これにつきましては、まず、児童手当の受給者が対象でございます。一人当たり児童に対しまして1万円を支給ということになります。ただし、先程申し上げました臨時福祉給付金と子育て世帯臨時特例給付金の併給はできないということになっております。対象者を1,800人というふうに見込んでおります。1万円でございますので、1,800万円、それと事務費の200万円を併せまして2千万円の計上ということにいたしております。以上でございます。

**総務課長** 消防ポンプ車の件について回答させていただきます。消防ポンプ車は6台、積載車が6台の12台ということになっております。今、ポンプ車の方が高額なものですから、高額なこと、それから今、震災の関係で有利な起債が借りられるということから、高額なものから更新をしていこうということで、順次、更新をやっていくものでございまして、今4分団、5分団が終わりました。次にあるのが、2分団、それから6分団、これが18年、

19年の経過年数ということになっております。どちらをとということでしたけれども、考え方としては持っているわけですが、これが非常にどちらかが故障が多かったときのこともありますので、消防団長等とも協議をしながら決めていきたいというふうに思っております。ですので、2分団か6分団のどちらかを更新をしたいというふうに考えているところでございます。

積載車につきましても、今年、三越の軽自動車の積載車が消防庁から貸与されました。そういったことで、今後も惣津もそうでしたけれども、消防庁からの貸与とか、そういったことも出てくるかと思っておりますので、そのへんを見ながら更新について進めていきたいと考えております。以上でございます。

**14番久保田** 123ページ。4款衛生費の中の、1項1目保健衛生総務費、母子保健事業費について尋ねます。この母子保健事業費は、この中には乳幼児の赤ちゃん健診とか、1歳半健診、3歳健診、それから5歳健診が含まれていると思っております。全国で増え続けている虐待は、この乳幼児健診の未受診家庭にリスクが高いと言われております。昨年の予算と比較すると、49万円の減になっておりますが、これは昨年はですね、県の支出金で児童虐待防止対策緊急費、これが50万円上げられていたのが、これが今年は上がっていない、これに伴うものと思っておりますが、本町の乳幼児の受診率はどうなのか。それと県が外したからといって、町が独自でそれに出して対応するという考えはないかということの一つ尋ねます。

それからもう一つ、その下の4款1項2目予防費です。予防接種事業費の中で、説明ではですね、ヒブワクチン、小児肺炎球菌と四種混合ワクチン、インフルエンザの接種などと上げてあります。この中に子宮頸がんは、補正の時も説明がありましたけれども、この子宮頸がんの予防ワクチンについてはですね、安全性について正確な情報提供ができないとして、昨年6月から接種の推奨を停止しています。でも、希望者への公費助成は継続すると政府は言っております。本町はどう対応していくのか、それが一つとですね、政府の予算のあれによりますと、水ぼうそうと成人用肺炎球菌、これは原則65歳以上、これが26年の10月から定期接種化しますが、これは当初予算には計上しないのか、その補正か何かで対応していくのか。

三つ目です。149ページ。消防費について尋ねます。消防費のですね、常備消防費の方は、昨年と比べたら2千万円近く予算として上がっております。



すが、その非常備消防費はですね、年々200万円減となっております。これは本町の消防団の方達の定数割れがですね大きな原因と思いますが、この努力をしないのか、どういうふうに手立てをしていくのかですね、この減り続ける予算はどういうふうを考えていらっしゃるのか尋ねます。

**健康推進課長** 123ページの母子保健事業にかかる分でございますが、先程、議員がおっしゃったように児童虐待防止緊急強化学業というのが廃止になっておりますが、事業的には健康推進課で事業をしている分でございます、補助自体は住民福祉課の所管でありました。今まで事業を実施していた分を補助金として申請をしておりましたので、事業自体は何ら変わりなく事業を進めていくというところでございます。なお、この分の減額についてはですね、いわゆる緊急強化学業にかかるものということではなくて、それぞれ合算してきた分が、たまたま減額になったということでございます。なお、乳幼児等の受診率等についてはですね、正確な数字は持っておりませんが、当然100%というのは、乳幼児ですから難しい状況にあります。今月、対象者であった場合には、次の月、また次の月ということで受診勧奨は行っていくと。どうしても受診できない場合については、町の保健師等をですね、訪問等で対応していくということで、必ず受診いただきたいということで、本人いわゆる保護者に対してですね、訪問活動はしていくというところでございます。

次に、予防費のところ、予防接種事業の分でございますが、議員おっしゃるとおり、子宮頸がんについては、いわゆる積極的な勧奨をしないというところであります。本町においても、その通知が国、県から来たおりにですね、本来であれば、広報等で周知をしておったところですが、そこはとりやめをいたしております。ただし、予防接種事業についてはですね、実施はしていくということで、予算化は致しております。この表現内容について、子宮頸がん予防接種については、対象児等についてはですね、予算は計上はいたしております。ただし、町内で実施をしていただく医療機関においてですね、説明をして納得をいった場合に実施をしていただくということで、県の医師会または町の方からも周知はいたしておるところでございますので、まったく実施しないということではないということをご理解いただきたいと思います。

水ぼうそうと成人用の肺炎球菌ワクチンの接種の分でございますが、まだこれは予防接種法の改正が済んでおりません。秋頃の予定ということで、周知はされておりますが、法の改正がある前に予算化というのは、なかなか難しいところがあります。よって、3月末までの国会で成立するかどうか不明なところではあります。法律等が施行される場合についてはですね、補正で対応したいということで考えております。以上でございます。

**総務課長** 消防費の件について回答させていただきます。まず、常備消防費の増額の件でございます。これは佐世保地域広域圏ということで委託をしているところが佐々、小値賀、東彼杵、川棚、波佐見町、西海市がでございます。そして、今年度から新たに始まる東消防署の新築工事、この負担が広域で1億1,400万円というふうになっております。それから、小値賀消防救急自動車、これが2,400万円、それと通信機器の消防救急無線のデジタル化、それが800万円ほどございます。それから佐世保市消防署の職員の定年退職に伴う退職手当、これが9,900万円ほどございます。そういったものが上がりましたので、負担金が増えているというところでございます。

それと、非常備消防の減はどういったことかということでございました。平成25年度自治体消防65周年記念大会ということで、これは東京ドームであったんですが、これに100万円ほど25年は使っております。それと7分団の消防詰め所の工事、これが100万円ほどございます。三越地区の消火栓60万円、そういったもので減額になっているものでございまして、団員の手当等を減額しているものではございません。それと、消防団員の加入促進につきましては、いろんな方面からお願いをしております。消防後援会でも、それぞれだったんですけれども、それも全体の消防後援会を作るといって了解を得ております。そういったことで、消防委員、消防後援会、いろんなところをお願いをしております。組織の強化を図ろうということにしておりますので、何もしていないということではございませんので、ご理解をお願いしたいと思います。

**12番田口** 予算書の101ページの電算管理費の中の3番にあります社会保障税番号制度導入費についてお聞きします。これは新しく実施される制度であろうと思いますし、重要なことではないかと思っておりますので、その内容をお聞きしたいと思います。内容をお聞きしたいということのポイントを言い

ますが、一点目は制度の趣旨はどういうことかということ、二点目は根拠法は何かということ、三点目は制度の内容、番号制度はどういう場面で使われるのかというふうな制度の内容です。四点目は制度の実施時期はいつかということですね。五点目についてはですね、この制度導入費が913万1千円というふうに上がっておりますけれども、財源は国庫支出金だったと思うんですが、763万2千円ということになっておりまして、全額ではないですね。こういう新しい制度を導入するための費用であれば、全額国庫負担であるべきじゃないかと私は思っておりますので、150万円ほど持ち出しになっておるのは何故ですかと。それを五点目としてお聞きしたいと思います。以上です。

**総務課長** 今、制度の趣旨とか法とか聞かれたんですけれども、ちょっと調べさせていただきますので、ちょっと時間をいただきたいと思います。

**議長** 田口議員、答弁は後で休憩もありますから、その後にごいただくということでよかですか、すぐにはちょっと無理のようです。詳細については、また委員会でもあるかと思いますが、一応、基本的な分については、後で答弁を受けることといたします。

**15番山口** 101ページですね、生きいきタクシーの助成事業費についてお尋ねいたします。これについては、2年間かかってですね、昨年度、交通弱者の対策として公共交通システムを補完するというところでスタートしたわけです。その予算が1,700万円弱、1,678万円計上された。そして、3月定例会で補正をされて、1千万円ぐらい減額された。それが結果的に対象者の50%ぐらいが申請されて、利用者が60%と、そういう中であつたと。そしたら、対象者全員が利用すれば1,600万円ぐらいかかると、そしたら2年目にしてですね、昨年のお3分の2の予算に減額をされると。これは非常に、2年間かかってスタートした昨年の目玉であつたろうと思います。その施策がですね、早くも後退したと考えざるを得ないと、当然対象者が全員申請して、全員利用すれば1,700万円近くかかるということであればですね、利用されない方々に対する周知とか、本年度実施して、どこにこれだけの申請者が5割に満たないのか、利用者が6割ぐらいなのか、そういったところを徹底分析して、2年目にはこういうことをやっちゃいかんということで、全員対象者にですね、利用していただくような予算を組んでですね、

努力をすべきだろうと思うんです。これは最初から対象者があっても何割程度しか利用しないよと、そういう前提の予算じゃないかと。本来であれば、こういうものは対象者全員が利用されるように、町としても徹底した周知なり、そして申請漏れの方を掘り起こしてもですね利用していただくと、そういう方針をとるべきじゃなかったかと思えますけども、ただ何となくやりますから申請に来なさいと、来た人だけですよと、ちょっと情けない話かなというように考えております。そういった意味で、この減額をして安易な方向にしているのではないかと感じますけど、そういった周知なり、本年度の分析なり、そういったことを基にですね、どういうふうに取り組まれるか、その点をお尋ねしたいと。

あと一点ですが、115ページでございます。115ページの民生費の8項になりますが、地域支え合い事業、これ見守りネットワークの予算だろうと思っております。これは町長の施策方針でも、健やかで安心して暮らせるまちづくり、この中の一番冒頭に、安心安全で町民が暮らせるまちづくりのために、地域見守りネットワーク並びに自主防災組織併せてですね、これに取り組むということが明白に明示されているわけです。そして、その今年度3地区でモデル地区で実施されている。その進捗状況はどうだったのかということと、次年度以降、ただ地域見守りネットワークを整備しますよ、自主防災を構築していきますよと、単なるそういった説明でですね、具体的にどういうふうに取り組むんだと、そういった説明がほとんどなされていないと。そういったことで、現在の進捗状況と次年度以降の取り組み、どのように考えているのかお尋ねしたいと。併せてですね、自主防災組織の構築についてですね、予算編成上どういったかたちでされたのか、ちょっとこれが予算書の中で見えないと。そういった部分についても説明をお願いしたい。以上でございます。

**企画財政課長** まず、ご質問の一番目の生きいきタクシー助成制度についてお答えいたします。議員ご指摘のとおり、予算の規模として約3分の2に減少となっております。そして、非常に後退しているというご指摘なのでありますけれども、先日の補正予算の折にご指摘を受けまして、さっそく分析の作業にかかっております。そこで、まだ作業中なわけなんですけれども、一つご認識いただきたいのがですね、全員に交付というのは、まず無理がござい

ます。というのが、75歳以上の高齢者でありますので、期日到来後の死亡者というのめかなり出ております。そしてまた、介護度の高い方ですね、施設等に入所していらっしゃる方、あるいは在宅であっても外出がほとんど無理な方、入院中の方、そういった方もいらっしゃいますので、全員に交付というのは無理があるということで、まずご認識をいただきたいと思います。

もう一つの要因としましてですね、掘り起こし、これについても無理があると申しますのが、まず、この制度としましては申請制度を大前提としております。一つには、所得要件を課しておりまして、住民税の所得割が課されない人ということになっております。したがって、この課されない、所得の課税要件のですね、私ども企画財政課で調べてするというのは、個人保護法上問題があるということですね、そういった措置もとれないというふうにご理解いただきたいと思います。そうしたことから、全員の交付というのは無理な事情があります。ただし、ご指摘のようにですね、なるべく多くの方に交付をして利用をいただくというのは努力すべき事項だと考えております。これにつきましては、現在、分析をしておりますので、どのような方法がとれるのかということについては、まだ即答できない部分もございますので、努力していきたいということをご理解をいただきたいと思います。以上です。

**住民福祉課長** 地域見守りネットワークに関するご質問でございますが、まず、進捗状況でございます。進捗状況につきましては、西白石地区、平島地区、石木地区ということでモデル地区を設定いたしまして進めてきているところでありまして、西白石地区にはだいたい説明もしてきたところでございますが、平島地区につきましては、まだ最終的な報告を行っていないところでございます。石木地区につきましては、これから進めてまいりたいと、このように思っている状況です。それで、途中で案外進んでいるという言い方をしまして、先月、追加募集のご案内を総代宛にさせていただきました。このことは、具体的な取り組み等について、説明が不十分であるという議員のご指摘でございます。そういった話も私どももお聞きをしておりますので、今後の対応といたしましては、4月開催予定の総代会に、再度ご説明を申し上げたいと、このように考えております。関連いたします各種団体等への周知方につきましても、再度詳細に努めてまいりたいと、そのように考

えております。以上でございます。

**総務課長** 自主防災組織に関係する予算が見えないというご質問でございました。これにつきましては、自主防災組織としましては、非常備消防費の中に組み込んでいるわけですが、自主防災リーダーの養成講座、これに2万2千円程度、あとは自主防災組織の資機材等に50万円、3万円の10地区ということで、その分を組み入れているところでございます。あとこちらからもお願いをしていくわけですが、備品、消耗品等がどれぐらいいるのか、どれぐらいの加入団体が手を挙げていただくのか、そういったものを見ながら、不足すれば補正等で対応させていただきたいというふうに考えております。よろしく申し上げます。

**1 2 番田口** 予算書の104、105ページになりますが、役場庁舎建設基金費についてなんですけれども、この26年度も311万5千円の積立をするという予定になっておるわけですが、これは結局水道事業からもらっている240万円と利子の75万円を加えた金額だけでありますので、非常に積立金が少ないのではないかと思います。2年前にこの基金を作ったですね、25年度も積立金はこんなもんだったと思うし、26年度もこんなもんであればですね、なかなか基金は積み上がっていかないのではないかとこのように思われますので、そもそもそれでは役場庁舎の建設は一体いつになるのかということすらも不安に思われるわけなんです。なので、もっと例えば、毎年度5千万円ずつぐらい積み立てるようなことをすべきではないかと、私は思っておるんですが、そういった積立金についての考え方、それで庁舎については、いつ頃どうしようとしているのかというふうな考えをお聞きしたいと思っております。

**総務課長** 庁舎の建設についてでございます。確かに議員が言われるように、建設するとなると多額なお金がいるわけですので、基金を積み立て建設するのが本来でございます。そのように考えているところです。ただ、今年度の新年度予算におきましても、財政調整基金等を取り崩した予算編成をしているなかで、なかなか新たな基金の積み増しができないという状況であります。そういったことで、庁舎については早めにしたいというふうに思っておりますものの、なかなかその財源の目途が立っていないというのが現状でございます。今度、この庁舎建設につきましては、庁舎建設推進委員会と

いうのを内部に設けるということで要綱を制定いたしました。まだ委員会は開いていないわけですが、やはりそれは押し進めていくということで、推進ということで致しましたので、そういう中で今後の財源のあり方、建設時期等につきましても町長に提言できるようなものを委員会で検討してまいりたいというふうに思っております。よろしく申し上げます。

**1 番 村 井** 二点ほどお尋ねをいたします。まず99ページの町制施行80周年記念事業についてでありますけれども、先日の全協で、いくらかの説明は受けておりました。記念事業として、8つのイベントを4月から12月の予定で行いたいと、それに国体も絡めて展開されるわけですが、イベントの数からしても、国体は別として、そう例年と変わらないのかなと思うわけですが、この記念事業であり、ただ消化するというだけでは大変もったいないと思っております。通常のイベントとは違って、意味合いも違ってくるのかなというようなことで、町民がですね、せっかくですので一体となって喜び、また本町の80周年という歴史を再認識する特別な一年だと考えております。しかしそういった中で、9月には町長選挙も控えているわけでありまして、この短期間でですね、このイベントを成功裏に展開できるのか心配の向きもあります。この予算組をする過程において、この記念事業をですね、どのように位置づけて町民にアピールしていこうという考えをお持ちなのか、大枠的な見解があればお尋ねいたします。

二点目は、101ページ。光ブロードバンド基盤整備事業であります。これは、この光ブロードバンドの意義というものを最初の段階で説明をされまして、地域生活水準の向上、地域経済の発展、行政の効率化というようなことが謳われておりまして、行政の効率化を初め、一部効果は出ているんだろうと思っておりますが、現在、このスマホやタブレットの普及と、そういったことがめざましいものがあって、新規加入者も頭打ちとなるだろうというようなことでの、今回の予算措置かと思っておりますが、その地域経済の発展という意味でですね、企業誘致、観光情報、産業情報の発信等の分野にも、もう少し有効活用ができないものか、そういった中で、せっかく多額の経費で構築をしました光ブロードバンド事業の費用対効果が、だんだん薄くなっていくのかなというふうに私は感じておりまして、IRU契約の更新も6年後になりますかね、控えておりますので、もう少し公設民営のかたちを活か

したケーブルテレビ等の民間業者と連携したソフト面のサービス、そういったこともですね取り入れた予算措置は考えなかったのか、また、先程言いましたが、契約更新までにですね、そういったところをどこか今後ですね、予算に考えていくというようなお気持ちがあるのかどうか、そのへんをお聞きいたします。

**企画財政課長** まず80周年記念事業についての取り組み、今後の展開ということでございますけれども、今後予定としましては、広報4月号、3月末に配布をいたします。ここで記念事業のスケジュール、メニューといったものを、まずお知らせしようということで考えております。そして、さらに町ホームページにおきましても、一連の行事について掲載をしましてPRをしていこうというふうに考えております。また、4月になりますと、地区総代会議もございます。その中でも、さらに内容についてですね、周知をして地区のリーダーである総代さんに、まず中身を知ってもらって、各地区の皆様にも周知方お願いしていきたいと考えております。80周年の今後の展開、取り組みについてはそういったことで考えております。また、一般質問でも出ましたけれども、自主的にイベント等取り組まれる方、冠事業につきましてもですね、要綱等を定めてホームページでPRをして、そういった取り組みがあれば活用いただきたいということもPRしてまいろうかと思っております。何分にもですね、私どもの思いとしてはですね、やはり議員がおっしゃるような町民の皆さんが喜んで、80周年をお祝いいただくような取り組みに展開してまいりたいと考えております。その中で、より多くですね、PRができるような方法を今後もさらに検討してまいりたいと思いますので、そのようにご理解をいただきたいと思っております。

次に、光ブロードバンドについてのご質問でございます。議員ご指摘のように、当初の計画に比べてですね、初年度3,000件の加入ということで計画を立てておりましたけれども、現在のところ1月末の状況でですね、引き込み工事は2,400件ほどできておまして、ただしそのうち契約件数が2,041件ということでですね、引き込みは増加傾向にありますけれども、ただし途中で解約される方、あるいは転出によって利用されない方ということが出ておまして、契約件数については、なかなか伸びていないという状況です。これについてはですね、やはり議員ご指摘のとおりですね、スマホ



の影響というのはかなり出ているということで、例月NTTともですね、毎月1回、この契約の状況、進捗について来庁されまして状況について聞くんですけれども、やはりパソコンの販売台数もですね、今伸び悩んでいるという状況からですね、スマホの影響というものは大きいというふうに考えております。問題は、その地域のインフラとして整備した光ブロードバンドの活用について、さらに働きかける仕掛けが必要ではないかという、そのようなご指摘だったと思いますが、これにつきましてはですね、やはりコンテンツということと言えますけれども、この社会インフラとして整備した光ブロードバンドを大いに活用していただきたいというのはあるんですけれども、ただし、これについては残念ながら、私ども役所の方では、手法を持たない、持ち合わせていないという状況にあります。これも非常に難しい問題がありまして、いかに中身を作り上げていくかというのはですね、それなりのノウハウと経験がありますので、ちょっと自前では難しい面があるのではなかろうかと考えております。

その中で出てまいりますのが、ケーブルテレビの連携というのがあります。これについてはですね、現在、物理的にですね、NTTの本局にいろいろ機器を据えつけておるんですけれども、そこの据付の機器にですね、ケーブルテレビを連携させるだけの機材、そういった環境はないという状況にあります。また、これは補助事業を活用して作成しましたので、その機器類を対応できるような機器に取り替えるというものも補助の適用期間中はできないということで聞いております。したがって、その適化法に基づく補助の期間ですね、これがおおむね10年と聞いておりますが、それ以降になりましたら、機器の更新時期もまいりますので、検討の余地が出てくるのではなかろうかなと思っております。現在のところ以上のような状況でございます。

**3 番 福 田** 142ページ。この中の社会資本整備交付金事業の中だったと思うんですけど、上組西部線についてお尋ねします。この上組西部線については、25年度において測量が1,130mという予算化されて調査が始まっているわけですけど、今年度は歩道設置が100mということです。この上組西部線の改良についての全体計画ですね、それと完成予定、と言いますのは、この上組西部線の中に、基幹農道川棚西部地区の起点の部分が入るんじゃないかと思っておりますので、そちらの工事との兼ね合いで整備は進めていくべ

きだろうと思います。また、波佐見町でも中山の先の方が整備が進んでおりますので、そちらとの兼ね合いもありまして、完成は早めるべきではないかと思っておりますので、その計画的なものをお聞きしたいと思っております。

**建設課長** ただいまのご質問にお答えをしたいと思います。まず、上組西部線につきましても、25年度で測量設計を進めております。歩道が100mの工事費を計上しているわけですが、この分についてはですね、一応、中山の消防詰所の付近をまず100m予定をしているという状況でございます。全体的な考え方ですが、這い上がりから中山の消防詰め所まで約1,130mを計画しております。その中で、第一期的に進めていくのは、中山工区、要するに上組と中山の境から消防詰め所までを先行していきたいというふうに考えております。全体的な工事というか、計画期間につきましては、約7年を見込んでおります。それと、基幹農道の起点になるのが中山でございます。これについては、中山工区を約3年で本格的な工事を進めたいということ考えているところです。基幹農道の調整でございますが、まだ基幹農道の全体的な用地も進んでいないということと、もう一つは、工事がどこから進んでいくかというのも、まだ具体的には分かっておりませんが、ただ小串の方から進めていくというようなことの方針はちょっとあるみたいですが、その前に基幹農道が中山に取り付く前には、既に町道の拡幅を終わっているという状態にもって行く予定でございます。以上、説明に変えさせていただきます。

**議 長** ここで、しばらく休憩いたします。

(10:59)

(…休 憩…)

(11:15)

**議 長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

**議 長** 他に質疑はありませんか。

**4 番 堀 田** 105ページですね、徴税費の賦課徴収費の中の11節需用費の中で、これは新規事業だと思いますけど、ご当地ナンバーが計画をされておるそうです。これは応募は住民によって決めて、地域の人々に親しまれるようなデザインあたりをお願いしたいと思います。それと、原付ですけど、50ccから250ccまであるわけですね。四種の色の白、それからピン

ク、黄色、それからミニカーといって三輪バイクですか、そういったのが水色というふうになっておりますけど、そういったところまでご当地ナンバーを設定をするのかですね。それと公募していくのかというのと。

もう一点、103ページ、国体事業費でございます。あと半年余りで国体が始まるわけですけど、やはり委員会等でいろいろ協議をされていると思えますけど、町中を見ても横断幕が3箇所ばかりに張ってあって、その後、あまり見えてこないわけですね、国体ということがですね。やはりホッケーはメジャーな競技ではありませんので、なかなか応援に行くということがないようですけど、それをいかに町民にそういった国体機運を盛り上げるというかですね、そういったことがどういうふうになされているのか、そのへんをお聞きしたいと思えます。

**企画財政課長** 賦課徴収費の中の事業に組み込まれているナンバープレートでございますが、賦課徴収費でございますけれども、80周年が絡みますので、私からお答えをさせていただきたいと思えます。まず、ご当地ナンバーのデザインですけれども、これは議員ご指摘のとおり、なるだけ地域、地元ナンバーとして親しまれるようなものということで考えております。ただし、これについてはですね、ナンバープレートの大きさ、規格といったものがありますので、デザインそのものを公募をかけた場合ですね、その規格になじまないという場合がございますので、イメージ品をどうするかですね、例えば川棚町にちなむデザインを何を取り入れるか、そういったご意見は聞こうかとも思ったりしておりますが、デザインの全面的な公募はしないというふうに考えております。そして、後は車種毎ですね、50cc原付1が白、その後、赤、黄色、水色というふうになっております。今回予定しておりますのが、原付1種、いわゆる50ccの原付バイクのみを対象と考えております。といたしますのが、原付2種以降につきましてはですね、年間の交付枚数が非常に少ないという状況にあります。ですから、こういうオリジナルのナンバーを作成する場合ですね、やはり枚数がある程度出ないと、非常に単価的に高くなるということがありますので、枚数がある程度見込まれる原付1種のみに対応というふうに考えております。それ以上につきましてはですね、年間出る枚数が非常に少ないということで、これについては採用しなかったというふうにご理解をいただきたいと思えます。以上です。

**国体推進室長** それではお答えします。いかにして国体を盛り上げていくかというご質問だったかと思います。まず、議員がおっしゃるように、今のところ、まだ盛り上がりの機運に欠けているのかなということは事務局の方でも感じております。4月に入りまして、実行委員会の方で、詳細についてご決定いただくわけですけれども、今予定している事業としてはですね、まずイベントということで80周年等のイベント、大崎のくじゃく祭りとかありますけど、そういうところに、がんばちゃんとか、そういったキャラクターを持っておりますので、そういうところでPRをしていく。それと7月に入りますけど、100日前ということになります。そこで川棚町の国体の100日前の総決起大会ということでPRイベントを実施する予定にしております。それから、オリンピックでいう聖火、国体では炬火と言いますが、炬火の採火をしまして、採火は今のところ虚空蔵の山頂で行うということになっております。それから、炬火のリレーということで、石木から大崎の会場まで9区間を約10人程度のメンバーで渡していくということでPRをしていこうということで考えております。それと、従前行っている横断幕についてもですね、数を増やして、各町内の目立つところにですね、掲出をしていくということで考えております。それからポスター、チラシ等も独自に作ってですね、それを実施していくということで今考えております。以上です。

**1 2 番田口** 今の国体の関連ですが、102ページ、103ページですが、以前に説明を聞いたときには、国体の実施費用の2分の1だか3分の2だかは、県の方から負担があるというふうにお聞きしておったように思うんですが、この予算で見ますと6,200万円の予算のうち、県支出金は1,600万円ということになっておってですね、2分の1とかにはなっていないように思われるので、そこらへんはなぜそうなのか、4分の1しかないんじゃないかと思うので、なぜそうなのかということをお聞きします。

それで、これも国体に関連すると思いますが、19ページの税收、入湯税の中で、くじゃく荘の宿泊なしというのの入湯税を6千人と見込んであるわけですが、前年は1万人と見込んであったのがですね、国体があるにも関わらず減らして見込んであるというのはなぜなのかということをお聞きしたいと思います。

**国体推進室長** 前段の方を説明させていただきたいと思います。国体の補助

は、補助対象経費の3分の2ということになっております。この補助対象経費というのが、ここの6,200万円程度あるんですが、この人件費等は対象経費には入っておりませんで、いわゆる競技運営、競技にかかる部分が補助対象経費になります。ただ実施していく中で、これが全て補助対象経費かというのと、なかなか小さく分けてありますので、それが全ての数字ということではありません。3,900万円、今年実行委員会の方に負担金をして、今年の繰越金が約700万円程度ありますので、約4,600万円程度で事業を実施するということになります。その中で、事務局費、イベント費ということで、先程言いましたイベント、それから皇族の方が来られますので、そういった旅行経費、それぞれ分かれて補助が決まっておりますけど、ホッケーの競技運営費ということで、その中から3分の2ということになります。ただ、これも対象経費の3分の2なんですが、これが標準経費ということで上限が決まっておりますので、それ以上かかった場合には、そこはカットされるということになっております。以上です。

**税 務 課 長** 予算書19ページですか、入湯税のご質問がございました。くじゃく荘の年間宿泊見込みのことをございまするが、本年1万人を見込んでおりますが、近年の宿泊者数の推移からみて計上をしておりますが、宿泊なしの部分が6千人となっているというようなご質問だったろうと思っておりますが、この部分につきましては近年の宿泊者の動向から推計をしまして本年計上をしておりますが、今年6千人というふうに見込んでおります。近年の宿泊数を言いますと、平成23年で1万541人、24年で7,745人、25年で約1万というふうに見込んでおります。このようなことから、国体との関連で減っているのはどうなのかというご質問だったろうと思っておりますが、今申し上げましたような経過の中で、今年の数値を見込んでおりますのでご理解をいただきたいと思っております。以上です。

**1 5 番 山 口** 今の説明はですね、宿泊客の動向と言われたわけですね。田口議員が聞かれたのはですね、宿泊なしが昨年まで1万人、本年度の予算で上がっていて、なぜ次年度6千人に減るのかと。今の説明でいけばですね、何も6千人に減らす理由はないわけですね。いわゆる1万人、7,700、それから本年度の予測でも1万人と言われる。そしたらその説明でいけば6千人にする理由はどこにもないわけですよ。だから宿泊なしの部分の入湯税が、

なぜ本年度1万人の予測で、次年度は6千人に下がるのかと。しかも国体で集客が見込まれると、そのところの答弁が明確でなかったのかと思うんですけど。

**議 長** 山口議員、調べてから答弁ということによろしいですか。

**15番山口** はい。

**議 長** 田口議員への答弁ですかね、総務課長。

**総務課長** 田口議員からのご質問にお答えいたします。大変遅れて申し訳ございませんでした。

根拠法、制度の趣旨でございますけども、根拠法でいきますと関連4法がございます。大きいのが行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、それから行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する。

**議 長** 課長、ちょっと、101ページの分ですね。社会保障と税番号制度についてですね。

**総務課長** 2つ目が、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律というのがございます。これが2013年5月24日に可決成立をいたしてございまして、5月31日に公布をされたものでございます。

趣旨といいますか意義ですけれども、この番号制度は国の府省や都道府県、市町村、日本年金機構、健康保険組合など、様々な機関が保有する個人の情報、それが同一人の情報であるという確認を行うための基盤となるものということで、やはり社会保障で年金等が誰のか分からなかったと。そういったものを統一化することによって識別していこうと、それから税ですね、所得税、そういったものについても所得の把握等に役立てようというのが一番の基本ではないかというふうに思っております。

実施時期であります、番号法成立はしたんですけれども、政令、省令等の整備が平成27年10月までということで、まだそれぞれの福祉関係だとか住基関係とか、いろんなものがございまして、そういったものがまだかかるんであらうと思います。個人番号の利用の開始や番号カードの交付とかですね、そういったものが28年1月からというふうなことになっております。情報連携の開始というのが、国が29年1月からで、地方公共団体が2

9年7月からということになっております。今回、予算を上げておりますのは、それに関係する基幹業務に対する番号の付番の分でございます。ですから、住民記録関係では住民記録、教育、公営住宅とか、あるいは税の関係では宛名とか、口座収納、住民税、法人申告、固定資産あるいは年金、国保、後期、児童手当、障害福祉、介護、そういったものの基幹業務に番号を振り当ててための費用でございます。

それから、確かに913万1千円の費用に対して、国庫補助が763万2千円で83%程度となっております。確かに国の制度だから、全て国が持つべきではないかというご質問でございました。それが一番良いわけですけれども、地方公共団体も、この個人番号を使うんですよということがございます。そういったことで各地方公共団体が使う分については応分の負担をしてくださいというのが国の考え方でございます。以上でございます。回答が遅くなりまして申し訳ございませんでした。

**14番久保田** 45ページです。使用料及び手数料のところ、住宅使用料、特定公共賃貸住宅使用料640万円と上がっております。前年度は700万円でした。もう8年、10年空いたままになっていると思います。どのように努力をされているのか、そこが見えてこないと感じます。それをどう取り組まれるのか尋ねたいというのと、53ページ。

教育費国庫補助金の中で、要保護児童就学援助補助金と、要保護生徒就学援助補助金が、前年度は5万9千円が2万5千円になっています。生徒の方が前年度は6万3千円、今年度は7万5千円でした。これが生活扶助費の引き下げによるものか、それから対象児童が減ってこういうふうになったものなのかお尋ねします。

**建設課長** それでは第1番目に特定公共賃貸住宅使用料につきましてですが、これについてはですね、現在15戸ございます。そのうちの2戸につきましてはですね、一般住宅に用途変更をしようということで、今現在、国の方と調整をしております。その回答がまだ来ておりません。年度内には大体見込まれるんではないかというふうに思ってたんですが、まだいろんな資料を取り寄せをされております。そういうことから、26年中には許可になるんではないかという見込みをしております。そういうことから、今回、予算としては減額をしております。その分については、まだ確定ではございませ

るので、この公営住宅使用料の方には反映をさせておりませんが、決算の中では反映されているのかなと思っております。以上です。

**教育次長** 先程の質問で、要保護の補助金下がったのはなぜなのかというご質問でございました。理由としましては、この要保護の対象者の数が減ったということございまして、この要保護につきましては、支援といたしましては修学旅行費について支援をしているということで、他の分につきましては、生活保護の方で援助されておりますので、教育委員会としては修学旅行ということで学年も限定されるということもありまして、今回は少なくなったということでご理解いただければというふうに思います。以上でございます。

**6 番 毛 利** 二点ほど。先に質問も出たところなのですが、まず生きいきタクシー助成事業につきましては、まあ該当者が1,700名弱でしたかね、その中の申請率が50%程ということでお聞きしたかと思えます。ただその50%という率につきましては、行政側としては満足をされているのかどうかということですね。それと該当者につきましては、課税要件であったりとか、そういったものでご本人さんさえも自分が該当者であることを知らないパターンが多いんじゃないかならうかと思えます。そういった所得割の云々かんぬんという要件がありますから、自分が該当していないと思われる方も多いんじゃないかと思うんです。そういった中で、通知のようなものを行政がすべきではないかと。というのは、情報をですね、どここの誰々が該当していますという情報は行政側しか分からない情報だと思うんです。なので、そういった中ではがきであるとか封書であるとか、そういったところで通知を行うとか、他の送付物があるのならば、一緒に折り込んで送るとか、そういった通知をすべきではなからうかと思えます。それが一点。

それと、庁舎建設についてなんですけれども、過去3年ほど前でしたか、6、7年を目途に建設をということでお聞きしたかと私は思っておりますが、時間も経過いたしまして、残すところは3、4年かなと、そういう計算ではなからうかと思うんですが、検討委員会の中でそういった具体的な話があるのかなのか、確認としまして時期的なものは残る3年、4年を目途ということで思ってて良いのかということを確認したいと思えます。

**企画財政課長** それでは生きいきタクシーの申請率の50%について満足し



ているかということですが、これにつきましてはですね、高める努力をしていきたいというふうに考えております。そして、所得割について、これはご本人に通知すべきではないかというご質問であったんですけれども、これはあくまで課税要件ということですが、個人情報そのものの内容でございます。これについてですね、私ども企画財政課で、それを調べる権限というものがありませんので、あらかじめこちらで税務課に行き調べて、それで要件を判定をした上で出すというのは、個人情報保護上できないものと考えております。以上でございます。

**総務課長** 庁舎建設のことです。議員ご質問のように、以前の委員会の中で6、7年を目途、時期は定かではありませんが、確かにそういった年を出していたかと思っております。先のご質問でお答えしましたように、推進をしていくということで、推進委員会を設置しましたので、その中で時期等についても検討していきたい。消費税率がアップをされたのと、物価が高騰しております。建設事業費等については、かなり上がってきておまして、国立医療センター等でも不落というような状況が発生しております。今後どれくらい上がっていくのかということもございまして、それと、今の財政状況、川棚町は財調、減債、いろんな基金を取り崩しての財政運営をしておりますので、今後協議する委員会の中で、その建設時期も含めたところで検討をして町長の方に提言をしたいというふうに考えております。ご理解をお願いいたします。

**5 番 三 岳** 予算書の中ですね、156、157。社会教育費の中ですね、文化財保護費の公有財産購入費ということで、230万円計上されております。このことにつきましてはですね、町長の説明の中でも片島の魚雷発射試験場跡地、これの公園整備を図るということで、進入路の用地購入という説明がございました。これにつきましてはですね、公園全体をどのように整備しようと考えておられるのか、いわゆるマスタープラン的なものを作っておられて、その上でのアクセス道路と言いますか、そういったものはここがいよいよということで用地を購入されると思っておりますけれど、この片島地区についてはですね、将来的には戦争の遺構、遺産というのですか、そういったものとして整備をされるのかですね、これは全体計画と言うか、例えばそういった歴史資料館的なものを建設するとなった時には、多額の費用がかかると、

何億ということになるかもしれないしですね、全体計画というのがもうできておって、そういったものについては、将来的には多額の支出が必要となった場合はですね、議会にそういった考えを持っているよという、そういったものを示された上でですね、計画に沿って進めていくべきじゃないかと思うんですが、今回はあまりにも唐突に出てきたのかなという気がいたしますが、そのへんはどういうふうに、例えば先程言いましたマスタープラン的なものは、もう作成しておられるのかですね、作成しておられれば、分科会の中、委員会の中でですね示されるんじゃないかと思うんですが、その点についてはどうでしょうか。

**教育次長** 今ご質問がございました三越の魚雷発射場の関係のことでございますが、まずマスタープランがあるかどうかというご質問でございますが、一応、今担当課で考えるマスタープランのような考え方を持った計画というのはございます。その中で、この魚雷発射場をどう扱うかということなんですが、この魚雷発射場につきましては、戦争遺構ということで、そのままの状況を皆様に見ていただくというふうなことを考えておりまして、事業の中でも最低限の整備をしていこうというふうなことを考えているところでございます。ですので、来年度の予算に計上しました、今公園化しようと考えている部分が、全て民地で囲まれておりますので、どこかから進入をしないといけないということから、まずは用地買収を平成26年度に行いましょうと、そして平成27年度に施設を整備していきましようという考え方をもち進めているところでございます。整備内容につきましては、まだまだ今から考えていかないといけないところがあるとすけれども、今考えておりますのは、戦争遺構までの管理用の道路、進入路ですね、そういうものの整備、それと併せて危険な箇所もございますので、危険な箇所に入らないような柵等の設置、あと案内板の設置、駐車場の設置、これぐらいをですね、現在考えているところでございます。以上でございます。

**5 番 三 岳** 今次長の説明でありましたけれども、一応、これはですよ、道路として整備をするとなった時にはですよ、例えばその跡地の見学というのですか、そういった観光客的な方が見えたときに、先程危険防止をするということをおっしゃってますよね、ただあそこも見てもらえば分かると思うんですけれども、いわゆる70年以上経っているわけですね、そうしますと、も

う危険な状態というのが目に見えているわけですね。しかし、ここで整備を、例えば用地だけを買って道路とか何とかというのは、後で舗装とかそういったものについてはですよ整備をされるんでしょうから、例えば駐車場もないわけですね、そうしますとね、そういった中でそこを整備をしていく、来年度以降整備をしていくというのは、やはり全体計画を出さないことにはですよ、どのような整備をされるのかと、議会として今回の道路用地の購入についてですよ、先が見えない段階で、例えばこの今回買われようとしているですね、道路がそこが一番ベストの場所なのかと、例えば他のところからですよ、もっと大々的に整備をしてですね、進入路というのですか、そういったものを観光客というか、来客者が車を止めたりですね、そういったものを含めた全体の整備計画がないとですよ、購入しますよというわけにはいかないんじゃないかなという気がするんですが、そのへんは例えば、いつ頃そういった整備計画についてですね、議会等にお示しをされるんですか。

**教育次長** 今ご質問がありました、どういうところで全体的な計画を議会に説明するのかという質問だと思います。そういうことでよろしいですかね。今ちょっと手持ちの資料がないわけなんですけれども、今度の委員会ですかね、そこで今こちらが考えている内容を説明させていただければというふうに思っております。以上でございます。

**2 番 竹 村** 予算書143ページの道路新設改良費、町道野口線の測量設計の予算が出ておりますが、これはどういった内容なのか、基幹農道川棚西部地区との関わりがあるのかについてお尋ねします。

それと予算書の84、85、19款諸収入、これは予算書では出てこないんですけれども、説明書の中で雑入における林業資金預託金が不要となったという説明がございます。これについては、森林組合の運営状況と関わりがあるのかなというふうに思うんですけど、その背景についてお尋ねします。

**建設課長** ただいまのご質問でございますが、143ページの道路新設改良事業費の中の測量の関係でございますが、これにつきましては、野口橋がございまして、野口橋から中組の方に約300m程度の測量を実施をすることにしております。この分につきましてはですね、現在、離合ができないということと、もう一つは山側の地主さんの了解も得ているということで、今回、測量だけ先行していこうということで考えております。先々では、基幹

農道との取り付く関係もありますから、そこも加味しながら考えていきたいというふうに考えております。以上です。

**産業振興課長** 予算書 85 ページの預託金のことということでお尋ねがっております。これにつきましては、議員がおっしゃるとおり、東彼杵郡森林組合の育成のためにこれまで預託を行ってございました。これにつきましては、預託先として県央農協をしてございました。しかし、借入先を森林組合の方で変更するということがございまして、その金融機関では預託が不要ということでございましたので減額としております。以上です。

**1 1 番 小田** 132 ページ、133 ページ。農地費の中の農道新設改良事業費のことでお尋ねいたします。これは県営事業である基幹農道川棚西部地区においての件なんですけれども、この農道に関しては取付道路がですね、地元の利便性に大きく関わるものと考えます。そこでですね、地元の要望が十分に活かされる見通しがあるのか、またその具体的な要望をしているのか一点。

もう一点はですね、これは完成が平成30年度の完成を目指しているとのことですが、農道の沿線ですね、農業振興策はですね、どのように考え、またその具体的な計画や構想というのを持っておられるのかお尋ねいたします。

**産業振興課長** 基幹農道への取付道路ということで、地元の要望が活かされるかということのお尋ねですが、これまで計画の時点でお伺いしたところはございます。例えば、小串の丸堤付近というところ、それから基幹農道に取り付ける部分、こういうところは以前からお話をいただいております、極力ご希望に沿ったような、現在の道の拡幅ということは今考えておるところでございます。その他にも、要望としてはございますが、まだ具体化したところはございません。地権者との相談も、小串については内々で話をさせていただいておりますけれども、その他のところについては、まだ具体的には聞いていないところでございます。

要望が活かされるかということでございますけれども、極力要望に沿ったかたちで進めていければと思いますが、どうしても地権者の関係がございしますので、実施できるかどうかについては明言できないところでございます。

完成につきましては、平成30年度の完成ということで、議員おっしゃい

ましたが、当初はそのような計画でございました。ただ、ちょっと用地買収について、相続関係で延びているところがございまして、25年度の工事についても遅れ気味でございます。ですから、少しの延長があるのではないかというふうな状況でございます。詳しくは、まだ26年度以降につきまして、県央振興局の方から説明に来るということではございますが、まだ聞いていない状態ですので、詳細については、本日申し上げられる状態ではございません。

沿線の振興策や構想があるかということでございますけれども、産業振興課の内部では話している部分はございますけれども、それを具体化していることは今のところございません。以上、回答とさせていただきます。

**議 長** ここで、しばらく休憩いたします。

( 1 1 : 5 9 )

(…休 憩…)

( 1 3 : 0 0 )

**議 長** 休憩前に引きつづき会議を開きます。

**議 長** 山口議員の質問に対する答弁があります。税務課長。

**税 務 課 長** 午前中の質問を私の方が保留させていただきました。先程の答弁の中で、くじゃく荘の宿泊無しの実績を私申し上げましたが、過去3年間の数値を申し上げましたので、改めて申し上げます。先程の分で一箇所訂正がございます。

まず平成23年が1万541人、24年が7,745人、25年度の実績が5,500と見込んでおります。以上が入湯客の見込みでございますが、そこで今年度の見込みでございますが、国体やその他のイベントの効果を期待いたしまして書いておりますように、宿泊につきましては1万人、くじゃく荘宿泊無しにつきましては6千人、しおさいの湯12万5千人というふうに見込んでおりますので、ご理解のほどをお願いします。以上です。

**議 長** 他に質疑はありませんか。

**2 番 竹 村** 先程お尋ねしたことなんですけれども、諸収入、19款、林業資金預託金、これが森林組合の方で資金を融通しやすくなるよというところで、JAの方に預託をされておったということだと思っておりますが、それが向こうの都合で借入先を変更されることで預託ができなくなったということ

したが、そしたら、いわば森林組合を各町が支援するかたちだったと思うんですよね。それが支援のかたちが変わることになったのか、全く不要になったのかについてお尋ねをしたいと思います。

**産業振興課長** 森林組合の預託につきましては、これまで農協の方に預託をしておったということでご回答させていただきましたが、農協の貸付金について、その担保とするものとして預託金がいるというような制度でございました。ですので預託をしておったんですが、今回、金融機関を変えられて、その預託の必要がないということで、まったく不要であるということでしたので、予算からは減としております。

**6 番 毛 利** 77ページ、財産収入の利子及び配当金のところでお尋ねいたします。77ページの一番上に役場庁舎建設基金利子71万5千円、1ページ戻っていただきまして、減債基金利子309万3千円、と利子がございますが、役場庁舎建設基金につきましては、おそらく今基金残高は7億5、6千万円あるかと思いますが。方や減債基金につきましては、3億5、6千万円かと思いますが。基金の残高がそれだけ差があるのに、利子については逆にこれだけ7億残高がある基金が70万円、3億5千万円の利子が300万円というふうな差があるわけでございますけれども、理由といたしますか、どういった運用で、運用の違いは何なのかお尋ねいたします。

**会計管理者** ただいまのご質問で、元金が違うのに発生する利息の額が違うのはなぜかということでございます。まず、庁舎建設基金につきましては、先程から建設の年度のこと質問がっておりますが、あまり長期の運用ができないということで、7億5千万円のうち、約2億程度を国債で、それ以外を民間市中銀行で定期で運用をいたしております。もう一方の減債基金でございますが、約3億7千万円ほどございまして、そのうち2億5千万円を国債、地方債で運用をいたしております。その他は、市中銀行で運用をいたしております。国債等につきましては、年1.5%、それとか0.7%、市中銀行につきましては0.075%の運用益になりますので、元金が違いますが、このような利子の発生見込み額ということで計上をいたしております。以上です。

**6 番 毛 利** 確かにそういった経済状況の背景とかあろうかと思いますが、そういう中長期的な運用がしにくいという背景もあろうかと思いますが、

も、基金残高にこれだけ差があるのに、利子がこれだけ違うというのは、何かこう他にうまく運用すべきではないかとかですね、もっと利益利子を生み出せるような運用をすべきではないかと思うんですが、他に手は考えられませんか。

**会計管理者** 元金大きい庁舎基金の方で中心に話をすればいいのかなと思います。先程言いましたように、2億程度は国債等で運用をいたしております。それ以外の市中銀行等では、先程言いましたように0.125%でございますが、例えば庁舎建設を5年と見込んだときに市中銀行よりも有利な国債、地方債で運用をいたしましても、0.15%というところで、市中銀行とさほど大きな差は発生をいたしておりませんし、今の金融情勢からいきましても、長期国債等での運用が有利なわけでございますが、そこまで大きな利息、利益を見込める現状ではないということで運用をいたしております。

**13番森田** 教育委員会の方にお尋ねいたします。152、153ページでございます。

町長の施策に関する説明の中でありましたんですが、教育の主な事業として、学校教育にかかる専門的事項にかかる指導のより一層の充実を図るため、今年度から指導主事を配置するとおっしゃっています。そこでですね、行政改革大綱でずっと示されておったわけですから、一つの懸案事項でありますね、お尋ねしたいのはですね、指導主事というものがですね、どういうものかあんまりよく分からないんですよね。というのは、教育委員会に想像ですけども、お一人配置するんじゃないかなと思うんですね、ところがですね、この文章を読みますとですね、この人の仕事は非常に格式の高い指導的立場の仕事ですね。この人を専門的な職員として配置されると思うんですが、そしてですね、どういう立場で、具体的にどのような仕事をなさるのかなと、ちょっと想像つかないんですよね。学校に校長先生とか教頭先生とか、それぞれ資格を持った先生がいらっしゃるし、教科については、みんな専門職がいらっしゃるんですよね。どういう仕事をされるのかなと思ひまして、それが素朴な疑問で、知っておきたいなと。町長が強調されておりましたのでお伺いしたいと思ひます。

もう一点ですね、163ページです。説明がありましたとおりですね、学校給食の共同調理場のボイラーの修理ということで、2,500万円、多額の

費用が投じられようとするわけですね、我々説明を受けておりますと、平成27年末を目途にして民営化にいく予定じゃないかというように聞いております。現在ですね、職員の配置替えはほとんど済んでいるんですね、責任者以外はほとんど済んでいると思います。これがですね、27年度末というのは、あと2年先ですから、要するに直接民営化されるのか、指定管理者制度になるのか、そこらへんのもし予定があれば教えていただきたいということです。以上です。

**教 育 長** 指導主事の具体的な仕事内容についての質問というふうに捉えてお答えをいたします。

指導主事の仕事として、まず大きくは二点考えております。一点目は、県教委から町教委に指導が来て、それから各学校に伝達指導するという内容がございます。この主な内容は生徒指導的なもの、学力向上的なもの、特別支援教育にかかるもの、大きくはこの三点です。そういった仕事をいたします。

二点目はですね、川棚町教育委員会として、今一番大きな課題として考えておりますのが、特別支援教育です。これは内容はどういうことかと言いますと、一つは発達障害等を持つ児童生徒に対する指導のあり方、もう一つは不登校児童生徒、もう一つは家庭教育等の関わりで、生徒指導的な特別な支援を要する児童生徒がいます。こういったことを今取り組んでいるところですが、ここらあたりにも中心的に取り組んでいくこととなります。以上でございます。

**教 育 次 長** 先程の質問の中で、ボイラーの改修工事に絡めまして、給食センターの民間委託の件のご質問がございました。教育委員会といたしましては、給食センターを民営委託とか、指定管理者で管理するという考え方ではなく、あくまでも給食センターの中の仕事の一部、今度考えておりますのは調理業務、搬送業務、この二つの業務をですね民間に委託するというのを、平成27年度から実施するという考えでおるところでございます。調理業務を民間委託しますので、行革大綱にあるように、職員の職種変更をしまして、職員を減らした後に、調理業務を民間委託をするという考えでございます。以上でございます。

**議 長** 質疑なしと認め、これで議案第14号「平成26年度川棚町一般会計予算」に対する質疑を終わります。



**議 長** 次に、議案第15号「平成26年度川棚町国民健康保険事業特別会計予算」に対する質疑を行います。181ページから243ページまでです。

**1 2 番 田 口** この国保特別会計について一点だけお聞きします。209ページですが、財政調整基金からの繰入金が2千万円予定されております。これは24年度に国民健康保険料を上げたときにですね、足りない分をまるまる保険料で賄おうとすれば、非常に負担がきつくなるので、保険料のアップを少しとどめて2千万円程度は財政調整基金から繰り入れをするというような格好での保険料アップだったと思いますので、2千万円の繰り入れというのは、その当時から予定されていることだろうとは思っておりますが、ずっとそれが続けるわけにはいかないわけですね。基金がいずれなくなってくるから。しかも平成25年度について言えば、当初は2千万円の繰り上げだったのが、先般の補正予算でプラス4千万円の繰り入れ、すなわち25年度だけで6千万円の繰り入れになっておるということでありますので、26年度、また2千万円繰り入れをすれば、さらに基金が減ってくるということで、見通しはどうなるのかと。いずれ基金も底をつくはずだから、もう一回保険料を上げるということを考えざるを得ないのではないかというふうなことも予測されますので、そこらへんをどのように見通しなり何なり考えておられるのかというのをお聞きしたいと思います。

**健康推進課長** 財政調整基金繰入金2千万円の関係でございますが、田口議員ご指摘のとおり、25年度で2千万円、補正をいたしまして合計6千万円になっております。その分で、25年度の決算見込みをいたしますと、それぞれ6千万円程になりますので、5,600万円程しか基金がないという状況でございます。26年度の基金が2千万円ということになると、それだけ2千万円減りますので、3,600万円しか、いわゆる26年度決算でそれぐらいしかないという状況になります。24年度に税の改正をいたしまして、それぞれ2千万円ずつということをお願いをし、税額を若干抑えてきたという状況ではありますが、今後、27年度以降になると枯渇していくのではないかと考えられます。そこで、26年度でですね、税額の改定に関わる分の検討を実施したいということで、本年度当初予算においてですね、運営協議会の開

催回数をですね、少し増やして計上をいたしておるところでございます。それで、いわゆる税額を改定しなければいけないような状況にあるということですね、協議を進めさせていただくように計画はいたしております。ただ、今からの計画でございますので、その率がどのようになるのかというのはですね、今後調整をしなければならないということで考えております。以上でございます。

**1 4 番久保田** 今保険税の値上げが危惧されるような発言がありました。この188ページの歳入の部分で、一般被保険者国民保険税を見ればですね、この中の26%がですね、調定見込額は税込の26%が滞納部分だと思っております。やはり厳しい状況であると思えます。そこでですね、滞納分が24年、25年には12%だった徴収分がですね、26年度は11%になっております。これはやはり滞納部分を徴収するのが厳しいというふうに判断されているのではないかと見込まれているのではないかとというようなことを一つお聞きしたいのと、国保の滞納部分で、医療分、介護分、後期支援分が、徴収率が11、12、18と、それぞれ違う理由は何なのかですね。それから、調定見込額が、このまま収納率を下げれば、結局、過年度分が滞納分に積み上げていって、ここが膨らんでいくのではないかとというふうなことを考えますが、教えていただけませんか。

**健康推進課長** それではお答えいたします。滞納繰越分の収納率でございますが、この分については、前年度、これから今年度見込み額等に相当する率ということですね、計算をし、今年度11%ということにいたしております。年々、議員おっしゃるように滞納繰越額が増加しておるわけですが、この分についてはですね、いわゆる税額が大きい方がずっと順々に毎年増えていくということですね、なかなか納税相談はいたしますが、全額納付までは至っていないというところでございます。基本的に、滞納分については5年間ではございますが、それ以前の分も少しずつ納めていただく分については処分ができないということになっておりますので、若干、千円、2千円納めていただいている方もいらっしゃいますので、その分については処分ができていないというところもございます。前年度より1%収納率が減っているわけですが、実績に見合った分を計上しているというところでございますが、当然、職員については、収納には努力をしていきたいというふうに思いますが、

国保だけでは、職員が徴収してまわるということができませんので、税務課等、それと他の料金の収納関係等の職員とも一緒になってですね、収納対策には努めていきたいと考えております。

医療費給付分と介護納付金分と後期高齢者支援金分の対象者でございますが、医療給付分につきましては、全被保険者ということになります。いわゆる、生まれてこられた子どもさんから、全部の被保険者が対象でございます。介護納付金分につきましては、40歳から65歳までの方が対象となっております。それから後期高齢者支援金分につきましては、75歳未満の方が対象になりますので、それぞれ課税される、いわゆる対象者が違うということで収納率が変わってくるということでご理解いただきたいと思います。以上でございます。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 他に質疑はありませんか。

「なし」の声あり

**議** \_\_\_\_\_ **長** 質疑なしと認め、これで議案第15号「平成26年度川棚町国民健康保険事業特別会計予算」に対する質疑を終わります。

(13:25)

**議** \_\_\_\_\_ **長** 次に、議案第16号「平成26年度川棚町後期高齢者医療特別会計予算」に対する質疑を行います。245ページから269ページまでです。

**14番久保田** 263ページ、一般管理費の中の事務費の中に、肺炎球菌予防接種の分が60万円計上されているとおっしゃっています。60万円ですと200人分に当たると思いますが、どのように対象者の方に周知していかれるのかお尋ねします。

**健康推進課長** お答えいたします。まず肺炎球菌ワクチンにつきましては、約10%程度の方ということを見込んで200人ということにいたしております。このワクチンにつきましては、5年に1回ということでの接種でございます。この5年以内に接種をした場合には、副作用が出るということもございますので、その分については5年以上ということにされているところでございます。なお、この予防接種については、行政側としてはどなたが接種さ

れたかというのは、承知いたしておりません。各医療機関の方ですね、把握をされているものだと考えております。町の方で実施する場合には、予防接種台帳等を作成をし、その管理には努めていくということにいたしております。ただし、この肺炎球菌ワクチンがですね、個別に肺炎球菌だけということではなくて、インフルエンザの予防接種と同時接種というのが、今あるようでございます。本町では、インフルエンザは秋以降でない接種をしないことにいたしておりますので、ここで後期高齢者の予算の方で計上しておりますが、いわゆる法令が整備されますと一般会計の方で実施をするということになってこようかと思っております。その分については、この国保所管ではなくて、健康増進係所管ということになることも可能性がございますので、そのことについては連絡を密にして事務を進めていきたいと考えております。

**1 5 番 山 口** 253ページの歳入の欄でございますが、2目の普通徴収保険料ですね、これの説明欄でいけば、現年度分3,267万なにかしかです。そして、収納率についても98.6%、ところがその2の下の過年度分調定見込額1億892万円、これほぼ3年分なんですね、現年度分の。しかもその調定収納率が0.15%、ほとんど収納できないような数字しか上がっていないと。この過年度分の1億いくらというのはどういうふうなかたちで発生してきたのかですね、そしてこれについてですね、収納率が0.15%というのは、ほとんど収納見込みがないんじゃないかと判断されるわけですよ。だからこういった分がそのまま抱え込まれていくのかどうか。そしてその下の欄のですね、滞納繰越分とどう違うのかですね、そこのところの説明をお願いしたいと。

**健康推進課長** それではお答えいたします。まず、現年度分の3,239万円のうちの過年度分17万円の分でございますが、この過年度分の調定見込額というのがですね、この数字は現年度分の調定見込額、それと特別徴収のですね、現年度調定見込額、2目の普通徴収保険料の現年度見込額の現年度の調定見込額を足した分が1億892万2,494円ということになります。この過年度分の数字を出すために、調定見込額からおおよそこれぐらい発生するだろうというところでの0.15%という数字を出しておりました。予算見積調書に書く折にですね、この分を基礎として出しておったんですが、収

納率ではなくて発生率ということで、原稿の方は作成をしておりましたが、そのまま予算書に上がってきたというところでございます。ちなみに24年度の決算が14万7000円を収納いたしております。26年2月末の調定におきましては、15万4,400円ということで数字的に17万円程度を見込み計上するということで上がってきたところでございます。この収納率等につきましては、25年度から説明欄に記載をするようにいたしております。他の税とか、国民健康保険関係の方につきましては、それ以前から収納率等も記載をいたしておりましたが、後期高齢者関係の予算につきましては、25年度から計上するようになって、この分が計算基礎としておった分を収納率として上がってきているというところでございます。以上でございます。

**1 5 番 山 口** 非常に分かりにくい説明ですね、1億892万というのは、その特別徴収保険料ですね、現年度分7,624万云々ですね、と、それから普通徴収保険料3,267万なにがしですね。これを合計したのが1億892万円という意味でしょ。そうすれば、なぜ過年度分になるんですか。現年度分の二つを足したのが過年度分に入ってくると。その表現がまず非常に分かりづらいということが一点。現年度分を二つ足した合計が何で過年度分になるのかと。そして、この両方の収納率が100と98.6ですから、その収納率の表現でいけばですね、0.15じゃなくて、逆に98.何%にならないといけない。非常にその表現というのが、予算の作成上こうなっているのかどうか、非常に分かりづらい説明なんですけれども、現年度分を足した合計がなぜ過年度分になるのかと。今の説明でいけばですね、そのところをもう少し丁寧な説明をお願いしたい。

**健康推進課長** 議員がおっしゃるとおりですね、現年度課税分が過年度分の基礎資料となるというのは、議員がおっしゃるとおりでございます、いわゆる基礎数値の分についてはですね、17万円を計算するところですね、どのぐらいの分が上がってくるかということで、例年、前年度の分につきましても、おおよそ現年度分の調定見込額の0.15%で計算をしておったところで、数字の逆算をしてきている状況でございます。おおよそ17万円程度ぐらいは、収納、いわゆる過年度分ですから、所得の更正等があったから初めて出てくる額でございますので、この分については、いわゆる見込みということでの数字を上げるべきところを、このように数字で計算した金額

を上げてきたというところでございます。しかし、17万円の根拠といたしましては、前年度または今年度見込みということで計上してきたというところでございます。以上でございます。

**1 5 番 山 口** その17万円を上げるという根拠はどこにあるわけですか。本来は、おそらくこれからいけばですね、今の説明からいけば、大体私なりの判断ですが、両方を足して1億800万円ですか、そのうちに大体この未収というんですかね、これが17万円ぐらいあるだろうという想定のもとで17万円と計算されて、それから逆算して収納率が0.15という、そういう意味じゃないんですか。逆算して0.15という計算をされたんじゃないかと私は判断をしているんですが、その17万円というのは、どこに根拠があるのかと。本来は、ここは100じゃなきゃいかんわけですよ。本来の徴収からいけばね、未納があっちゃいかんわけですよ。それを最初から17万円ぐらいあるだろうと、そういう逆算をしてこれに載せていると。非常に徴収に対する感覚というのが、それはもう100%というのは理想なんですけれども、予算を組むときには100%ぐらいのね、徴収するぐらいの気持ちの数字を上げるべきだろうと。最初から17万円というのが何か法的に根拠があるのかどうか。単に毎年の例から17万円ぐらい発生するだろうと、そのレベルであればいいだろうと、そういうふうな判断としか捉えられないんですけれども、そこはどうなんですか。

**健康推進課長** 説明が足らなかったようでございますが、まず、過年度分の課税ということになりますと、今が25年度ですから、24年度、23年度、いわゆる前の分でございます。後期の分は3年でございますので、いわゆる所得が変更、修正申告等とか、あと年金の増額とかいうところがあって、過年度分に課税をするというところでございます。その部分が、いわゆる17万円の根拠の分は、26年度の2月末、今現在の分で15万4,400円、この分は収納率、あと300円だけ残っておりますが、収納率はほぼ100%に近いところでございます。この調定見込額の1億892万2千円という分については、いわゆる現年度課税分で調定が17万円ほどあるだろうというところでの0.15を掛けてきたところでございます。ですから、過年度分については、ほぼ100%入っていく数字、いわゆる収納率ではありますが、この17万円を出した数字がですね、この調定見込額、現年度分にかか

る分の0.15%ぐらいは、過年度分として発生するだろうというところでの基礎数字がここに上がってきたというところでございます。以上でございます。

**議** \_\_\_\_\_ **長** あとは特別委員会の方で、そのへんについては説明をいただければと思います。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 質疑なしと認め、これで議案第16号「平成26年度川棚町後期高齢者医療特別会計予算」に対する質疑を終わります。

(13:39)

**議** \_\_\_\_\_ **長** 次に、議案第17号「平成26年度川棚町介護保険事業特別会計予算」に対する質疑を行います。271ページから318ページまでです。

**14番久保田** 政府がですね、要介護認定で要支援と判定された人が受ける訪問通所介護サービスをボランティアなどで活用して、市町村が行う総合事業に移行するという方針を挙げております。私が危惧するのはですね、一般会計の方にありました社会福祉総務費の中の258万9千円、この地域を支える事業というのですかね、そちらの方にですね、移していこうという考えがあられるのではないかと心配しているんですけど、それはどうなんですか。

**議** \_\_\_\_\_ **長** ページの中身じゃなくて、制度的なものです。

**14番久保田** 301ページの居宅介護サービスの給付費、施設以外分、ここにかかります。

**健康推進課長** 久保田議員のご質問につきましては、要支援1、2の方の対応にかかる分が、いわゆる住民福祉所管にあります地域支え合い事業に該当させるようになるのかということですが、それはまったく今のところではありません。あくまでも介護保険は介護保険だけありますが、ただ、国が制度化しようとする分については、要支援1、2については、国の事業ではなくて、市町村いわゆる保険者の事業として実施をしなければならないというのは出てきているかと思いますが、まったく地域支え合い事業とは別ということでご理解いただきたいと思います。以上です。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 他に質疑はありませんか。

「なし」の声あり

**議** 長 質疑なしと認め、これで議案第17号「平成26年度川棚町介護保険事業特別会計予算」に対する質疑を終わります。

(13:43)

**議** 長 次に、議案第18号「平成26年度川棚町観光施設事業特別会計予算」に対する質疑を行います。319ページから338ページまでです。

**5 番 三 岳** 333ページになりますかね、改良費というのがございます。

今回、説明の資料の中でいきますと、くじゃく園温泉源、そして国民宿舎の各補修ですか、そういったものの計上がされております。これにつきましてはどうですか、例えば指定管理でございますので、指定管理から上がってきた、いわゆる修繕といいますか、そういったものについてはどうですか、全て上げておられるのか、例えば財政的に来年にしてくれとかですね、もう少し使ってくれとか、どうかたちでここに上がってくるのか。将来的に年次的にどうですか、更新時期が来るのは大体分かっていると思うんですよね。ですから、本年はどうかたちで上がっておりますけれども、来年以降もこういったものが随時発生するという予測をしておられるわけですか。

**産業振興課長** 観光施設事業の改良費ということで、どのように計上しているのかということですが、まず、私も観光協会、いわゆる指定管理者の方から要望はお聞きします。それを予算計上するわけですが、その中でも協議の中で優先順位は協会との中でつけております。それを予算計上しまして査定の中で、また再度優先順位ということで、財政的な面も含めまして調整をしているところでございます。

年次的に更新があるというのが分かっているかということですが、それはある程度耐用年数等ありますので、大まかには分かっているつもりではございます。ただ、使用頻度等もございまして、早く壊れるというようなケースもあるかと思っております。ですからそこは、指定管理者の方から、まずどういったものが必要かということをもまず第一に考えてしているところでございます。

**6 番 毛 利** 333ページ、1款1項1目管理費の中の貸付金1千万円というのがございます。歳入の方にも返還金として1千万円とあるんですが、これは管理をするために観光協会であるとかいう団体に貸し付ける1千万、こ



これは単年度のものなのか、継続して1千万円貸して、1千万円返してもらえば、また翌年1千万円貸し出すとか、そういった制度のものなのか。こういった目的で始まったのかというのをお聞きしたいと思います。

**産業振興課長** これの貸付金についてですが、経緯としましては、これまで指定管理者につきましては、収益分を全て町に渡すということで、調定納付金という言葉で、指定管理者の残額がゼロと、決算時にゼロというような状況を作ってきております。ですから4月当初については、まったく資金を持っていないという状況が生まれております。それにつきましては、これまでは大崎自然公園の指定管理料というものを交付をしまして、その指定管理者の中で流用をして国民宿舎の運営費ということで一時的にしている部分がございました。これを改めるべきということで監査委員さんの方からご指摘がございましたので、今回、このような制度を作ったわけでございます。これにつきましては、1千万円を4月の早い段階に貸付をいたしまして、資金繰りが十分見込める状況、すなわち9月頃と私どもは見ておりますけれども、そういう頃に返還をしていただくということで、毎年同じように4月に貸して9月頃に返還をしてもらうというようなことを考えております。以上です。

**議 長** 他に質疑はありませんか。質疑なしと認め、これで議案第18号「平成26年度川棚町観光施設事業特別会計予算」に対する質疑を終わります。

(13:50)

**議 長** ここで、しばらく休憩いたします。

(13:50)

(…休憩…)

(14:05)

**議 長** 休憩前に引きつづき会議を開きます。

**議 長** 次に、議案第19号「平成26年度川棚町公共下水道事業特別会計予算」に対する質疑を行います。339ページから372ページまでです。

「なし」の声あり

**議** 長 質疑なしと認め、これで議案第19号「平成26年度川棚町公共下水道事業特別会計予算」に対する質疑を終わります。

(14:07)

**議** 長 次に、議案第20号「平成26年度川棚町簡易水道事業特別会計予算」に対する質疑を行います。373ページから395ページまでです。

「なし」の声あり

**議** 長 質疑なしと認め、これで議案第20号「平成26年度川棚町簡易水道事業特別会計予算」に対する質疑を終わります。

(14:08)

**議** 長 次に、議案第21号「平成26年度川棚町水道事業会計予算」に対する質疑を行います。

**14番久保田** 昨日いただいた水道事業会計予算の説明資料、その中でみますと、職員の方が1人退職されます。この第7次計画表からみればですね、26年度は完成に向けて一番大事な時期だと思うんですけども、この後補充というか、雇用の延長とか、そういうことは考えていらっしゃるのでしょうか。

**水道課長** 25年度末をもって1名定年退職を迎える職員がございます。その職員につきましては、雇用の延長は考えておりません。以上です。

**議** 長 他に質疑はありませんか。質疑なしと認め、これで議案第21号「平成26年度川棚町水道事業会計予算」に対する質疑を終わります。

(14:10)

**議** 長 お諮りします。ただいま議題となっております平成26年度各会計予算については、さらに予算の編成状況、その他内容的に審査を加える必要があると思われまますので、15人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

「なし」の声あり

**議 長** 異議なしと認めます。したがって、平成26年度各会計予算については、15人の委員で構成する「予算審査特別委員会」を設置し、これに付託して審査することに決定をいたしました。

予算審査特別委員会の委員の選任については、川棚町議会委員会条例第7条第4項の規定によりまして、議長が会議に諮って指名することとなっております。

予算審査特別委員会の委員は、ただいま配布いたしております予算審査特別委員会名簿のとおり、議長を除く議員15名を指名したいと思いますが、これに異議ありませんか。

「なし」の声あり

**議 長** 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました議員を予算審査特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

**議 長** ただいま設置いたしました予算審査特別委員会の委員長及び副委員長の選任については、この後、休憩をいたしますので、川棚町議会委員会条例第9条第1項の規定により、第1委員会室において委員会を開き、正副委員長を互選していただきたいと思っております。併せて、分科会付託区分等の決定もお願いします。

なお、委員会での決定事項については、委員長から議長まで報告を願います。

**議 長** ここで、しばらく休憩いたします。

(14:12)

(…休憩…)

(14:23)

**議 長** 休憩前に引きつづき会議を開きます。

**議 長** 予算審査特別委員会の正副委員長が次のとおり決定した旨の通知を受けましたので報告をいたします。

委員長に村井達己委員、副委員長に竹村一義委員、以上のとおりであります。

予算審査特別委員会での付託区分及び日程案については、ただいまお手元に配布しております予算審査付託区分表及び予算審査日程表のとおりであります。

予算審査特別委員会では、十分審査を行っていただき、本定例会最終日まで審査報告書の提出をお願いします。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。ご起立願います。お疲れ様でした。

( 1 4 : 2 3 )

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

川 棚 町 議 会 議 長

\_\_\_\_\_

会 議 録 署 名 議 員

\_\_\_\_\_

会 議 録 署 名 議 員

\_\_\_\_\_